

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

特定商取引法の一部改正について (お願い)

標記改正に伴い、令和4年6月1日より消費者からのクーリング・オフの通知が、従来の書面に加え電磁的記録(電子メールの送付等)で行えるようになることから、特定商取引法の契約書面に電磁的記録で、クーリング・オフができる旨を記載することが義務付けられることになりました。

また、本改正により特定商取引法の契約書面等に記載するクーリング・オフの告知文(別紙参考)の変更が必要となります。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

なお、詳細な内容等につきましては、下記をご参照いただきますようお願いいたします。

記

【消費者庁ホームページ掲載アドレス】

○概要

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_transaction/amendment/2021/assets/consumer\\_transaction\\_cms201\\_220104\\_10.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/amendment/2021/assets/consumer_transaction_cms201_220104_10.pdf)

○説明資料(42頁目以降参照)

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_transaction/amendment/2021/assets/consumer\\_transaction\\_cms202\\_220322\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/amendment/2021/assets/consumer_transaction_cms202_220322_01.pdf)

○特定商取引法ガイド

<https://www.no-trouble.caa.go.jp/revision/#r3>

○特定商取引法における電磁的記録によるクーリング・オフに関するQ&A

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_transaction/specified\\_commercial\\_transactions/assets/consumer\\_transaction\\_cms202\\_220209\\_09.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/specified_commercial_transactions/assets/consumer_transaction_cms202_220209_09.pdf)

以 上

(発信手段: Eメール)

(担当: 保安・業務グループ 瀬谷、岩田)

※以下、全L協から上記内容に関する情報共有メール（R4. 5. 25）

標記改正つきましては、5月24日付け全L協保安・業務G4第34号において周知のお願いをしたところです。

その後、複数の都道府県協会より協会が発行している契約書の取扱いについてお問い合わせがございました。

つきましては、関東経済産業局消費経済課に以下の確認をしましたので、情報共有としてお知らせいたします。

（1）新クーリング・オフ通知文をこれまで使用していた旧クーリング・オフ通知文に追加して書面交付することは可能でしょうか。

→可能です。

（ホッチキス止め、手書き、シール等で追加記載することは可能。

なお、旧クーリング・オフ通知文は×など記載して新旧がわかりやすくすることが望ましい。）

（2）クーリング・オフの電磁的記録の連絡先について、「契約書面に記載している連絡先へお問い合わせください。」という記載は可能でしょうか。

→可能です。

（3）電磁的記録による受信機器を持ち合わせていない事業者は受信機器を用意する必要がありますか。

→クーリング・オフ通知文に電子記録による送付が可能になったことを記載することが本改正の内容であるため、受信機器を無理に用意することまでは求めています。

※なお、最終的な判断は行政になりますので、都道府県担当者（LPガス担当課又は消費者課など）へご確認をお願いいたします。

以上

**参 考 (例①)**

(注)クーリング・オフ制度のお知らせについて

以下の「クーリング・オフのお知らせ」の規定の対象のお客様は、LPガス販売にあたって、「特定商取引法の訪問販売等に当たる場合のみ」適用させていただいておりますので、ご了承をお願いいたします。

**クーリング・オフのお知らせ**

- 1、お客様が、訪問販売及び電話勧誘販売で契約された場合、本書面を受領された日から8日を経過するまでは、書面(下図参照)又は電磁的記録(電子メール等)により、無条件で申し込みの撤回を行うこと(以下「クーリング・オフ」といいます。)ができ、その効力は、書面又は電磁的記録による通知を発信したとき(郵便消印日付など)から発生します。ただし、現金取引(契約したその場で商品の引き渡しを受け、あるいは役務の提供を受け、かつ代金の全部を支払うこと)で、その代金が3,000円未満のときは、クーリング・オフはできません。
- 2、この場合お客様は、①損害賠償及び違約金の支払を請求されることはありません。②すでに引き渡された商品の引き取りに要する費用や移転された権利の返還に要する費用は事業者が負担します。③すでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。④商品を使用若しくは消費し、または権利を行使して得られた利益に相当する金銭の支払義務はありません。又、役務の提供を受けたまたは施設を利用した場合でも当該契約に基づく対価の支払義務はありません。⑤役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。
- 3、上記クーリング・オフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことにより、お客様が誤認し、または威迫したことにより、困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、事業者から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について、説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面又は電磁的記録によりクーリング・オフすることができます。

※はがきの場合は下図のように「ハガキ」等に必要事項をご記入の上、販売店宛て郵送してください。

郵便はがき				右記 日付の 契約は 解除し ます。	○ 契 ○ 約 ○ 日 ○ 年 ○ 月 ○ 日
切手	住所	○ 販 ○ 売 課 御 中 株 式 会 社	○ 契 ○ 約 の 種 類		
電話番 号	ご契約 者名	ご住所	○ 販 ○ 売 店 住 所	○ 契 ○ 約 の 種 類	契 約 日

1、上述の参考例は「ハガキ」によるものですが、簡易書留が確実です。また、内容証明郵便、特定記録郵便、書留なども確実です。

2、そのほか、記入するものとしては、①商品等の金額、②支払った〇〇の金額の返金を要求する旨、③振り込み先、④既に受け取っている商品を早急に引き取ってもらうことなどを記入する。

※電磁的記録によるクーリング・オフについては以下のとおりお願いいたします。

- ホームページ ( )
- E-MAIL ( )
- FAX 番号 ( )
- その他 ( )

